平成 22 年 1 月 11 日 福祉部高齢社会対策課

検討課題「高齢期の住まいづくり、住まい方の支援」について

【求められる施策】

- 1 高齢期における生活や身体の状況の変化にあわせ、住宅改修や民間賃貸住宅に入居しやすい環境づくりを促進する必要がある。
- 2 できる限り自宅に住み続けることができるよう、在宅での介護保険サービスおよび その他の生活支援サービスの充実とともに、地域コミュニティによる高齢者の見守り のある環境づくりを進める必要がある。
- 3 高齢化が急速に進む中で、高齢期の住まいづくりを効果的に進めることができるよう、民間活力を活用しつつ、身体状況にあわせた介護保険サービスその他の生活支援サービスが受けられる住まいの確保・整備を進める必要がある。

あわせて、自宅で生活が困難になった場合にも、適切な住まいが確保できるよう、 支援していかなければならない。

- こうした高齢者の居住安定確保にあたっては、住宅施策と福祉施策を連携させた取り組みが求められる。
- 4 高齢期の住まいについて、情報提供や相談機能を充実し、安心して生活し続けることができる環境を整備する必要がある。

【検討課題の論点(案)】

第3次練馬区住宅マスタープラン(平成23~32年度) 基本方針2「高齢社会に対応した住まいづくり」(p38~p44)に掲げた施策に沿って検討する。

- ①生活・身体状況にあわせた持ち家住宅の改修の促進
- ②民間賃貸住宅に高齢者が入居しやすい環境づくりの促進
- ③高齢者の見守りのある環境づくりの促進
- ④在宅での生活支援サービスの提供
- ⑤高齢者向けの公的住宅の確保
- ⑥身体状況にあわせた住まいの提供
- (7) 高齢期の住まい確保に向けた地権者・事業者の啓発
- ⑧高齢期の住まいの相談窓口・情報提供の強化